

## 死亡災害の急増です！

9月号の編集時点（8月28日現在）において判明している建設業での死亡災害について、6月に発生した2件及び8月に発生した河川での増水による「おぼれ」については6頁で紹介していますが、その後墜落等により8月中に複数の死亡災害が発生しています。

確定しているものは8月17日に2階建て住宅の屋根の瓦ふき替え工事中に40代の作業員が転落したもので、ほかに18日にごみ焼却処理施設の改良工事現場において、資材の運搬作業にあっていた50代の作業員が約13mの足場上から墜落して亡くなっています。

猛暑で集中力を維持するのも困難な条件が続きます。今後も残暑が続く予報ですので、特に高所作業などにおいては安全な職場環境の充実に配慮ください。

詳細は調査中で次号以降で紹介します。

## 雇用管理研修のお知らせ

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」第5条では、「事業主は、建設事業を行う事業所ごとに（中略）、雇用管理責任者を選任しなければならない」と定めています。さらに、同法第5条第3項では、「事業主は、雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせる等第一項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない」としています。

このため、国において労働者の募集、雇い入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得及び向上を目的とした雇用管理研

修を開催しています。

今年度前期の日程は以下のとおりです。

### ○基礎講習

- 9/19（火）9：00～16：30 海老名
- 10/11（水）9：30～17：00 万国橋
- 11/1（水）9：30～17：00 建設会館

### ○コミュニケーションスキル等向上コース

- 9/26（火）13：00～16：30 万国橋
- 10/25（水）13：00～16：30 海老名

海老名は海老名市文化会館（めぐみ町）万国橋は万国橋会議センター（横浜市中区）建設会館は神奈川県建設会館  
(株)労働調査会東京支社 03-3915-7221

【雇用管理研修で検索】

## 全国労働衛生週間の用品

今年も全国労働衛生週間にかかるポスターそのほかの用品を建災防で作成し、販売しております。モデルは王林さんで、ポスターには今年のスローガン「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」が記載されています。

ポスターなど、一部の用品には社名印刷の注文ができますが、近年印刷した商品が期日に届かないなどのトラブルが発生しており、ご注文の際は余裕を持ってご注文いただくようお願い申し上げます。



### 全国大会（広島）期間中の事務局のお休み

全国大会期間中（10月5日～6日）は神奈川支部事務局はお休みします。分会事務局についてはホームページをご確認ください。

## 支部行事予定

### 支部表彰選考委員会

時：9月14日 15：00  
所：建設会館411会議室

### 第60回全国建設業労働災害防止大会

時：10月5日6日  
所：広島

### 編集委員会

時：10月19日 14：00  
所：建設会館411会議室

### 正副運営委員長・部会長会議

時：10月19日 15：00  
所：建設会館411会議室

### 正副支部長・分会長会議

時：10月24日 15：00  
所：建設会館411会議室

### 運営委員・分会事務局合同会議

時：10月31日 15：00  
所：建設会館講堂

### 第58回神奈川県建設業労働災害防止大会

時：11月7日  
所：横浜市西公会堂

### 第2回理事会

時：11月30日 15：00  
所：建設会館講堂

# 建災防神奈川支部ニュース

No.568 令和5年9月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaihoukanagawa.com/>

## 令和5年度（第74回）「全国労働衛生週間」に当たって



### 木塚 欽也

神奈川労働局  
局長

建設業労働災害防止協会神奈川支部の会員事業場の皆様には、日頃から労働災害防止に積極的にお取り組みいただき、また、労働基準行政の運営につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

全国労働衛生週間は、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じて、職場の作業環境の改善や労働者の健康確保などを目的としており、昭和25年の第1回実施以来、今年で74回目を迎えます。

この間、職場の労働衛生をとりまく状況は、高齢化の進行による一般健康診断有所見率の上昇や、長時間労働による脳心臓疾患・職場のストレスによる精神障害の増加のほか、疾病を抱えながら働く労働者への両立支援が重要性を増しているなど、大きく変化しています。

また、建築物の解体作業時の石綿ばく露防止対策や、職場で取り扱う様々な化学物質による健康障害防止対策の取組も必要となってきました。

このような背景を踏まえ、9月1日から

9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として全国労働衛生週間が実施されます。

本年度のスローガンは、

『目指そうよ二刀流

ころとからだの健康職場』

で、労働衛生週間準備期間及び本週間に、様々な労働衛生活動が展開されます。

職場の労働衛生活動を進めていくには、労働衛生や健康確保の対策について正しい知識を持っていただき、作業環境や作業手順についての的確に把握・評価しつつ、事業者と労働者が連携・協力して一体となった活動に取り組んでいくことが重要です。

特に、建設業においては、外壁や内装工事において使用する有機溶剤などの適正管理や、ずい道現場における粉じんばく露防止対策、建築物の解体作業における石綿の有無の事前調査とばく露防止対策などについても、取組をお願いいたします。

本週間を契機として、職場における日々の労働衛生活動の一層の促進を図り、労働衛生水準が向上して、健康な心と身体を持てる職場づくりを目指していくことを祈念しまして、私からのメッセージといたします。



## 神奈川労働局との合同パトロール実施

7月6日、全国安全週間に先駆けて横浜市中区で施工中の「横浜市旧市庁舎街区活用事業新築工事」の現場を神奈川労働局と建災防神奈川支部との合同でパトロールを実施した。

神奈川労働局からは木塚労働局長、千葉安全課長、大須賀安全専門官、毛利衛生専門官、管轄の横浜南労働基準監督署からは高橋安全衛生課長ほか、神奈川支部からは黒田支部長が参加し、7月1～7日の全国安全週間の一環で、転落・墜落防止対策や熱中症の予防に向けた取り組みを確認しました。

同現場は、旧横浜市役所敷地の再開発計画の1つで、地上33階建ての高層ビルを建築するものです。



現在、同現場は、約10m掘削して基礎工事を行っています。市営地下鉄のほか電気、下水道、電話線等各種インフラが隣接する場所であるため、これらに影響のない土止め支保工の設置を行っています。

パトロールにあたって、工事概要や概況、今後の作業を踏まえた高所からの墜落・転落対策、VRでの墜落危険作業への安全教育の実施などの説明を受けた後、施工を担当する鹿島建設(株)の岡野学所長らとともに現場内を視察しました。

同現場は、換気が不十分になりやすい形状であるため、熱中症対策として、大型送風機による換気、根切底に「ひんやりハウス」と称した一時休憩所が備えられていることを確認し、そのほか、セーフティリボンによる危険箇所の明確化や、働く全員が安心して作業できる作業環境などの取り組みを見て回りました。

木塚労働局長から現場作業員に対し、「今年の神奈川県内の建設現場においては、死亡災害が多発し、先月も墜落による死亡災害が発生しています。



これらいずれの死亡災害も、基本事項が守られていなかったことから発生しております。ハーネスのフックを掛けているかなど基本動作を確実に行ってください。また、これからの時期、暑さや疲労により注意力が落ちることがよくありますので、仲間同士で確認しあうなどして、安全に作業を進めてください。」と呼びかけました。



パトロール後の講評において、黒田支部長からは、「建災防神奈川支部で取り組む安全に関する『3本の矢運動』が、しっかり現場で実現していることに敬意を表します。横浜の中心地の工事であり、県内の現場の見本となるよう無事故無災害での竣工をお願いします。」と無災害に向けての要請がされました。

横浜市旧市庁舎街区の建設地は旧市庁舎行政棟を再生したホテルや、日本初の常設型ライブビューイングアリーナなどを備えた、横浜市最大級の新産業創造拠点を整備する。完成は2025年12月末の予定しています。

## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和5年7月末現在

年	署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年		33	16	24	34	21	52	38	37	17	32	19	40	363
				(1)	(1)		(2)		(1)				(2)	(7)
前年		29	6	24	24	28	61	18	34	27	30	32	30	343
					(1)	(1)			(1)					(3)

(注) 労働者死傷病報告による、( )内は死亡者数である。コロナ感染によるものを除いている。

## ☆死亡災害発生状況☆

神奈川労働局 令和5年8月28日現在

業種	年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
		本年 (令和5年)	前年同期 (令和4年)	前々年同期 (令和3年)	令和4年	令和3年	令和2年
製造業		2 (1)		5	2	8	5 (1)
建設業		10 (1)	6 (1)	14 (1)	9 (1)	21 (2)	14 (3)
交通運輸業							
陸上貨物運送事業		3	2	2	5 (1)	2	5 (2)
港湾荷役業							
商業			5 (1)	2 (2)	6 (2)	3 (2)	1 (1)
清掃・と畜業		2	4	1	4	1	6 (2)
その他		6 (2)	2 (1)	9 (2)	3 (2)	14 (5)	6 (1)
合計		23 (4)	19 (3)	33 (5)	29 (6)	49 (9)	37 (10)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、( )は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

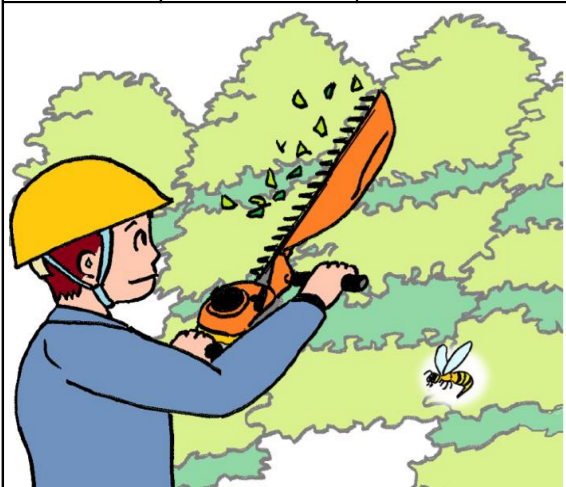
## ☆死亡災害の概要☆

神奈川労働局 令和5年8月28日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 8時頃	その他の建設事業 ～9人 65～69歳	荷姿の物 飛来、落下	工場内の配管工事現場で、交換用ボルト・ナット約30kgを繊維製道具袋に詰め、ホイストでつり上げ中、約15mの高さで袋の持ち手紐が破断して袋が落下し、下の地面で次のつり荷を準備していた被災者の頭に当たった。(元請)
2	2月 16時頃	土木事業 ～9人 60～64歳	掘削用機械 墜落、転落	河川工事現場で、ドラグ・ショベルを運転し、残土を詰めたフレキシブルコンテナバッグ2個を吊って旋回中に、川岸の仮設道路から約3m下の川底に車両ごと墜落した。(1次下請)
3	3月 14時頃	建築事業 100～299人 20～24歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	ビル新築工事現場で、基礎杭の杭頭の計測のため、杭頭までドラグ・ショベルで穴を掘り、その穴に下りて杭頭の上に残る土をスコップで払い落とし中、掘削面が土砂崩壊した。(元請)
4	3月 16時頃	建築事業 30～49人 80～84歳	トラック 交通事故(道路)	ビル新築工事現場で、型枠材搬入を終えたトラックの運転者が降車中に、警備員が下り坂の輪止めを外したため無人で動き出し市道に出た。運転者は警備員2名とともに車の前で押し止め中に転倒し、前輪にひかれた。(2次下請)
5	3月 12時頃	土木事業 10～29人 75～79歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	道路に埋設された下水管の交換工事現場で、古い下水管を撤去後の深さ1.3m、幅1.1m、長さ9mの掘削溝に下りてスコップで掘削中、掘削面が土砂崩壊した。(1次下請)
6	6月 14時頃	土木事業 10～29人 60～64歳	足場 墜落、転落	別掲載(6項)
7	6月 10時頃	土木事業 ～9人 50～54歳	その他の環境等 その他	別掲載(6項)
8	8月 13時頃	土木事業 ～9人 30～34歳	水 おぼれ	別掲載(6項)
9	8月 12時頃	調査中 ～9人 40～44歳	金属加工用機械 切れ、こすれ	手持ちグラインダーによる首の切創(詳細調査中)
10	8月 9時頃	木造建築事業 ～9人 40～44歳	建築物 墜落、転落	屋根の瓦ふき替え工事における屋根からの墜落(詳細調査中)

## 6～8月に発生した建設業の死亡災害の概要

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
6月 14時頃	土木事業 公共 10～29人	足場 墜落、転落	<p><b>【発生状況】</b> 新設中高速道路の橋梁上部工現場で、つり足場の単管の隙間（約2×1m）から約13m下の地面に墜落した。60～64歳（2次下請）</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 高所で作業しなければならない場合には、足場の組立て作業に並行して安全帯の取付け設備を設置すること 2 つり足場の組立てと並行して墜落防止の安全ネットを張る作業手順とすること 3 足場の組立作業主任者は、安全帯の使用等について監視の職務を履行すること 4 安全を十分に取込んだ施工計画を策定し、労働者に対して周知徹底するとともに、教育訓練を実施すること</p>
6月 10時頃	土木事業 民間 ～9人	その他の環境等 その他	<p><b>【発生状況】</b> 集合住宅敷地内の植栽剪定及び除草作業中、低木の庭木剪定を行っていたところ、営巣していた蜂に手の甲を刺され、アナフィラキシーショックを発症し入院。2週間後に死亡した。50～54歳（元請）</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 蜂に刺されるおそれのある場所で、作業を行うにあたっては、肌を露出しないように心掛け、長袖の作業着を着用し、軍手等をはめること。また、つばの広い帽子等を被り、頭を露出しないこと。 2 過去にハチ刺されによって蜂アレルギーの症状があった場合には、当該作業のように蜂に刺される危険がある作業に従事させないこと。 3 作業員に対して蜂に刺された時の救急処置、蜂アレルギーの症状等について教育を行うこと。 4 虫刺され等への対処のためポイズンリムーバー等を現場に持参するほか、アナフィラキシーショック発症時の緊急治療のため、自己注射剤（エピペン®等）を持参しておくこと。</p>
8月 13時頃	土木事業 公共 10～29人	水 おぼれ	<p><b>【発生状況】</b> 河川の護岸工事現場で、締切工内の河床を掘削中、締切工の高さを大きく越える急な増水があり、作業員ら4名が急流につかりながら退避する際に1名が流され、5km下流で発見された。発生時刻と同じ頃大雨警報が発表されていた。（一次下請）一般作業員30～34歳</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 河川内等での増水の可能性を事前に検討し、増水による危険の判断基準並びに作業打ち切り等の基準を定めることまた、増水時に適切な避難を行うための避難経路等を定め、増水時の避難体制を整備すること 2 元方事業者、関係請負人による緊急時の避難訓練を実施し、緊急時における避難経路等を作業員に周知徹底しておき、緊急時に対処できるようにしておくこと 3 増水があった場合の危険を防止するため、増水の程度に応じた適正な作業の方法、手順を決定し、かつ作業体制を整備して適正な作業管理を行うこと 4 職長を作業指揮者として、作業方法、手順などを決定し、作業を直接指揮させるとともに、異常時の際の適切な措置を指揮させること</p>



## 神奈川労働局との情報交換会を開催

7月21日（金）ロイヤルホールヨコハマにおいて、神奈川労働局幹部と建災防止副支部長、分会長、運営委員役員とで意見交換会を行いました。

この意見交換会は毎年実施されているものですが、本年度においては、会に先立って清水建設(株)横浜支店で施工する横浜市開港記念会館改修工事現場を木塚労働局長はじめ労働局幹部と黒田支部長ほか役員とで見学を行い、その後にロイヤルホールヨコハマに会場を移動し情報交換会を開催したものです。



黒田支部長の挨拶では県下で発生した建設業での災害や、静岡での橋桁落下事故、九州各地での線状降水帯等による自然災害などに触れ、「事故は起こそうとして起きているわけではございませんが、ちょっとした気のゆるみが災害に結びつきますので、安全週間は終わりましたが、絶えず気を引き締めて業務を行っていかねばならない」と結びました。



木塚労働局長からは、2月3月並びに6月のにかけて7件の死亡災害が多かった点を踏まえ「これらの死亡災害は安全衛生の基本が守られていなかったために発生しており、



労働災害防止のためには、安全衛生の基本を守る、ということ徹底する必要がある。」とし、最近の猛暑に触れ、「熱中症は症状が重くなると致命的ですので、十分な配慮が必要、今年の夏も酷暑になるとの予報であり、熱中症を発症するリスクが高まっている、これからも暑さ対策をよろしくお願ひす。」と結ばれました。

その後所崎監督課長、千葉安全課長、畑野健康課長の説明を受けた後、会議の前に見学した清水建設(株)の北村剛所長から伝統的工法を忠実に再現した文化財の保存修理と題して発表を受け、横浜の歴史的建造物の保存に垣間見える漆喰の技術などの伝習の難しさや細かな材料調達の労苦について意見交換を行い、最後に加納労働基準部長から全体を通しての講評をいただきました。



## 正副支部長・分会長会議を開催

7月21日ロイヤルホールヨコハマにて、正副支部長・分会長会議が行われました。

主な議題は①第60回全国建設業労働災害防止大会（広島）大会の開催について、②令和5年度の支部表彰について、③第58回神奈川県建設業労働災害防止大会開催についてです。

広島大会については、本部からの資料により内容を確認し、分会からの参加目標数を確認しました。

表彰に関しては、支部大会における分会の割り当て等が確認されました。

第58回の支部大会に関しては、7月7日に行われた

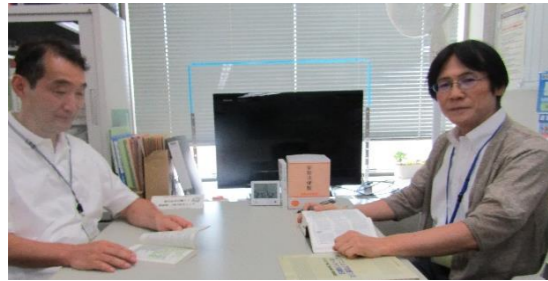
正副運営委員長・部長会議での検討の結果を受けて、県内における新型コロナウイルス感染状況を注視する必要があるものの、会場となる横浜市西公会堂における感染防止のための使用の制限が現段階ではないことから、人数制限、事前申し込みを行わない通常ベースで実施するという方向で合意されました。

特別講演については、これまでの経緯を踏まえ、労働基準部長の講演を復活、好評であった監督署長と全国大会の発表事例については継続して行う、という内容で調整をし、開催時間は30分早め、開場は2時30分、3時開会とします。

# 建設業におけるこれからの労働衛生対策（全国労働衛生週間特集）



9月1日から準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国労働衛生週間が展開されます。今年のスローガンは「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」とされ、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生意識を高め、職場での自主的な労働衛生管理活動を一層促進するものです。併せて、本年10月1日から解体工事等の事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」が行わねばなりません。今回は神奈川労働局労働基準部健康課長のご協力を得て、今後の建設業における衛生対策、法制度の概要などについて座談会形式でお聞きしました。



## 事務局

暑かった夏も9月を迎えましたが、**今年の熱中症の状況**はどうだったでしょうか。

## 健康課長

熱中症対策については、あらゆる機会を通じて周知を図っていますが、今年は建設業ではありませんが、残念ながら死亡労働災害が発生しており、休業災害も7月以降に報告件数が増加し、全国的には7月の死傷者数計は最多になっています。

今年は残暑も厳しいようですが、熱中症は屋内においても高温・多湿になる場所では発生リスクが高く、少しでも体調に異変を感じたら早期に対処することが重要です。



## 事務局

さて、来月から全国労働衛生週間の本週間が始まりますが、同時に10月1日からは石綿含有建材の解体作業にかかる事前調査において、有資格者に行わせなければなりません。

それに先立って、建災防では令和3年度から全国に先立って**一般建築物石綿含有建材調査者の講習**を実施していますが、これまでに多くの方が受講されており、最近では建設業以外の発注者の立場と思われる企業や公共機関などの方も目立ちます。

併せて石綿作業主任者技能講習も受講者が増えており、関心の高さがうかがえるところです。

## 健康課長

石綿は使用が原則禁止になっていますが、日本では石綿が残っている既存の建物が多く、その建築物の解体作業を行えば作業者が石綿にばく露するおそれがありますので、事前に石綿の有無を調べることが重要です。

建築物の解体作業を行う際には、事前に建築物内の石綿の有無を調べ、令和4年4月1日からは**石綿事前調査結果報告システム**に報告することになっています。

さらに本年10月1日からは、その事前調査は建築物石綿含有建材調査者の有資格者が行わなければなりません。

また、石綿作業主任者は、従来どおり石綿含有建築物を解体する際に作業指揮などをさせる必要があります。

## 事務局

今年の10月1日以降の法適用を踏まえて、労働局のスタンスとしてはどういう動きがありますか。

## 健康課長

改正された石綿障害予防規則に基づく措置等を実施するよう地方公共団体とも連携して周知・指導を行います。また建築物の解体・改修工事のについて、適切に対象選定を行い、遵法意識の確保のための**予告なしの立入り**を行います。

## 事務局

現場の立入調査を行うとお話しましたが、問題点として、例えば木造住宅の解体工事などは1週間もかからずに解体を終了してしまい、気が付いたら終わっていたというような事例があるのではないのでしょうか。

## 健康課長

石綿障害予防規則では床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事や、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事等が報告対象になっており、工期の長短は報告の有無に関係ありません。短い工期であっても報告対象となる現場は事前調査を適切に行い、**報告しなければ違法**となります。

## 事務局

石綿含有建材には色はついていませんから、立入調査の場において指摘するのは困難ではないですか。

## 健康課長

石綿が主に使われている建材は分かりやすいので現地調査において指摘するのは可能です。

目視で判断できない時はアスベストアナライザーという測定機械を使用します。

## 事務局

具体的な法違反などの事例がありましたら教えてください。

## 健康課長

石綿の有無についての事前調査が行われていなかったり調査箇所が不十分な現場がありました。また作業主任者の未選任や健康診断が行われていないなどの指導があります。

## 事務局

石綿対策の今後のスケジュールなどがありましたら教えてください。

## 健康課長

令和8年1月1日からは、新たに**工作物の解体作業**においては、建築物と同様に有資格者により事前調査を行う必要があります。

## 事務局

今年度から新たな第10次粉じん障害防止総合対策が始まりましたが、そのポイントはどのようでしょうか。

## 健康課長

今年度は**第10次粉じん障害防止総合対策**の初年度で、重点項目として①呼吸用保護具の使用の徹底と適正な選択②ずい道等建設工事における粉じん障害防止③じん肺健康診断の着実な実施④離職後の健康管理などです。

じん肺の所見が新たに認められる労働者は減少傾向になっていますが、それでも新たにじん肺の管理区分決定を受ける労働者は認められます。

## 事務局

建災防においては、**ずい道建設労働者の健康管理システム**を国からの委託で運用しており、ずい道で働く方々の健康診断結果などの情報を集めています。

## 健康課長

ずい道等の建設工事に従事する方は専門性が高く、事業場ごとの管理が難しくなっています。じん肺健康診断結果などの情報を一元的に管理していくために、作業業者の方は登録をお願いいたします。

## 事務局

建設業においては、従来から塗装や接着作業などの作業、あるいは塗膜の剥離、掻き落としなどについて化学物質にばく露されるおそれのある作業があります。

建災防本部においても本年7月から新たな化

学物質対策センターというセクションを設け、建設現場において必要な対処について検討を進めているところですが、出遅れ感はありません。化学物質についての現在の法規制はどのようになっているのでしょうか。

## 健康課長

令和4年の法律改正から、**化学物質を取り扱う場合**には事業場が化学物質の危険有害性を事前に調査・評価し、作業者のばく露防止対策を自律的に講じることになりました。

建設業においては、作業が屋外で行われ、かつ短時間であることが多いですが、使用する頻度に関わらず、化学物質を取り扱う場合は事前に危険有害性を調査・評価して、その危険有害性に応じたばく露防止対策をお願いします。

## 事務局

化学物質を取り扱う際に管理者を配置しなければならない規制が来年から始まるということですが、それについて改めて説明いただけますか。

## 健康課長

化学物質のばく露防止対策を適切に行うには、正しい知識を持った責任者が必要になります。そのために令和4年の労働安全衛生法の改正で、事業場において化学物質を取り扱う際には**化学物質管理者**を置くことが定められました。

## 事務局

それらは建設業において選任の必要はあるが、選任する者について特別な講習を受けさせる等の必要はないと解釈していますが。

## 健康課長

化学物質管理者の選任において、講習会等の受講義務はありませんが、先ほど述べたとおり**正しい知識を持った人を選任**する必要があります。

なお、製造業などにおいて化学物質を製造する事業場においては、講習会を受講した人などから化学物質管理者を選任する必要があります。

## 事務局

建設業において、アーク溶接作業などを行うときに防じんマスクを使って作業していますが、マスクの**フィットテスト**というものが義務化になると聞きました。

## 健康課長

アーク溶接作業は、溶接ヒュームを吸引しない防じんマスクを装着しますが、防じんマスクを正しく装着しないとマスクの隙間から粉じんを吸引するおそれがあります。

防じんマスクが正しく装着されているか確認するためのフィットテストです。フィットテストは定性検査と定量検査があります。

フィットテストは、令和5年4月から屋内においてアーク溶接作業を行う場合に1年に1回以内毎に実施することになっています。

## 事務局

9月は**健康診断強化月間**にもなっていると聞きましたが、健康診断の実施状況などはどのようになっているのでしょうか。

## 健康課長

定期健康診断は、1年に1回実施することが義務付けられていますが、健康診断を実施した結果において**何らかの所見があった労働者の割合は約6割弱**になっています。

有所見が認められた場合は、医師による意見聴取が必要です。

意見聴取した結果に基づいて、健康管理をお願いします。

## 事務局

最後になりますが、メンタルヘルス対策としてストレスチェックがありますが、建災防では無記名ストレスチェックを推進しています。

メンタルヘルス対策の制度はどのようになっていますか。

## 健康課長

職場の**メンタルヘルス対策**は、平成27年からストレスチェック制度が導入されました。

ストレスチェックでは、ご自身のストレス度を図ることにより早期の気づきと対処を促していくことと、ストレスチェックの結果を職場ごとにまとめて分析して職場におけるストレス度を図り職場改善につなげていくことにあります。

ストレスチェックは、労働101010者が50人以上の事業場において1年に1回の実施が義務化されていますが、50人未満の事業場においても実施していくことをお願いいたします。

